

**無料税務相談会** 8月30日、9月29日、10月28日、11月29日、12月24日

担当：井手辰夫税理士・福田義晴税理士・高木聖治税理士

**無料法律相談会** 8月27日、9月15日、10月11日、11月17日、12月7日

担当：9月 池辺弁護士・10月 堀田弁護士・11月 安田弁護士・12月 池辺弁護士

**消費税 仕入税額控除の要件 (本則課税の場合)**

	～令和5年9月	～令和5年10月～
	<b>【区分記載請求書等保存方式】</b>	<b>【適格請求書等保存方式】</b>
帳簿	一定の事項が記載された帳簿	左記の区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存 ★

## ★ 適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)

適格請求書等保存方式とは複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式です。

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには帳簿の他、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

★ 導入時期・・・令和5年10月1日に導入されます。

★ 登録申請のスケジュール・・・登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには令和5年3月31日までに登録申請書を提出要。

(令和5年3月31日までに提出困難な事情がある場合、令和5年9月30日までとなります)

## 《今後の問題点》

主な取引先が同じ免税事業者や個人の消費者の場合、適格請求書等保存方式導入後も免税事業者として事業を継続しても問題はありません。しかし、課税事業者側は、免税事業者と取引すると仕入税額控除が適用出来ないため消費税を余分に多く納税する事となります。

今後、適格請求書が大きく関わってくると予想される事業者は、例えば免税事業者である方も適格請求書を発行する為に課税事業者になる事を想定する事や、免税事業者のままであれば値付けを改めて考えたり、消費税課税事業者で取引先から適格請求書を受け取る事が出来そうもない方は簡易課税制度の適用を考えるなどの判断が求められます。

例)

① 免税事業者であるA商店やBスナックで仕入やサービスを受けた場合・・・仕入税額控除不可

② 課税事業者で適格請求書等保存方式の届出をしていなくて適格請求書を発行出来ないC商店やD食堂で仕入やサービスを受けた場合・・・仕入税額控除不可

要は適格請求書等保存方式(インボイス制度)の登録をしていない事業者からの仕入やサービスを受けた場合には仕入税額控除が出来ないという事になります。

**交付義務の免除(主なもの)**

① 公共交通機関である鉄道、バス、船舶による旅客運送(3万円未満のもの)

② 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡(3万円未満のもの)

③ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

④ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)